

令和 6 年度 指定事業者・施設集団指導

障害福祉認定給付課

①東大阪市電子申請システムでの手続き

	R6.8現在	R7.1～
・ 過誤申立書	電子・紙 どちらでも可 	<u>電子のみ</u>
・ 契約内容報告書	電子・紙 どちらでも可 	<u>電子のみ</u>
・ 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書	電子・紙 どちらでも可 	<u>電子のみ</u>
・ 受給者証等再交付申請書	電子・紙 どちらでも可	変更なし
・ 申請内容変更届	電子・紙 どちらでも可	変更なし

○令和6年8月時点で、上記の手続きは東大阪市電子申請システムにて手続きができます。

○令和7年1月以降は、過誤申立書、契約内容報告書、上限額管理事務（依頼）届出書について、電子申請システムのみでの受付となる予定です。

②東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン

市ホームページに「東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン」を掲載しています。

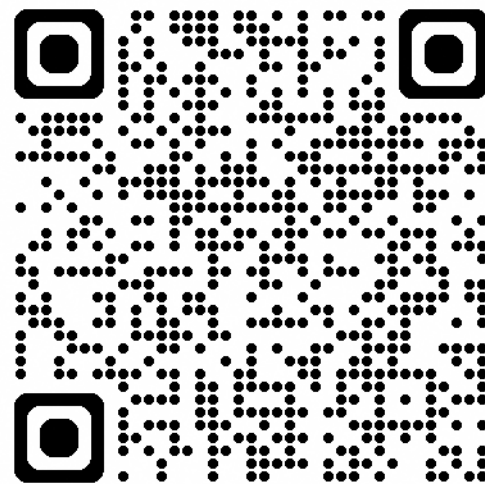
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定に関する東大阪市のガイドラインです。

本ガイドラインでは、支給決定にあたっての基本的な考え方、支給決定の方法、支給量等について定めています。

必ずご確認ください。

▶ トップページのキーワード検索から「ガイドライン」と検索

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000024612.html>



③ 「障害福祉サービス等請求の手引き」

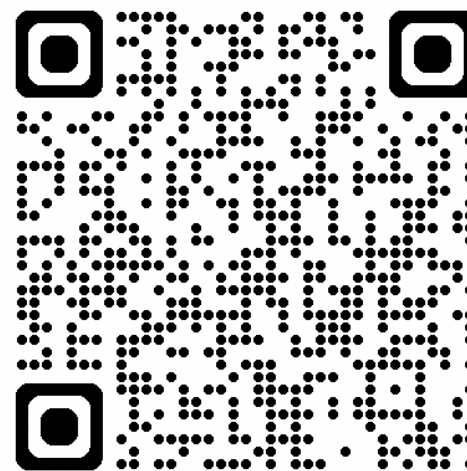
市ホームページに「障害福祉サービス等請求の手引き」を掲載しています。

よくあるご質問や、基本的な請求の流れなどを記載しております。

ぜひ、ご活用ください。

▶ トップページのキーワード検索から「請求の手引き」と検索

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034659.html>



④生活介護における「標準的な支援時間」

○R6年度報酬改定において「サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。」と示されています。

↓たとえば、

盲ろう者であり、4時間未満の利用となる利用者の場合、

10:00～11:00	11:00～14:00	14:00～15:00
事業所受入準備	利用者通所	申し送り等

10:00～15:00までの5時間を「個別支援計画に定めた標準的な支援時間」として算定可能（実際の通所時間から最大でプラス2時間まで）

※この場合、実績記録票備考欄に「受入準備・受入後整理・盲ろう者」と記載要。

（「盲ろう者」の部分は対象者の該当要件に置き換える 例：医ケア）

⑤計画相談支援における請求のタイミング

計画相談支援の請求のタイミングについて

タイミング		請求可否
本計画作成のためのモニタリング実施月 計画案作成月	【計画相談⇄利用者】	×
申請書・計画案を提出した月	【計画相談・利用者⇒市】	×
本計画作成月	【計画相談⇄利用者】	○ 「サービス利用支援費」

受給者証交付後、この「本計画を作成した月」を提供月としてサービス利用支援費を算定

※本計画作成のためのモニタリングや計画案の作成は、最終的に算定する「サービス利用支援費」の報酬に含まれている為、継続サービス利用支援費として個別に算定することはできません。

（ただし、モニタリング該当月に行う通常のモニタリングについては、継続サービス利用支援費の算定が可能です）

⑥施設外就労実施報告書の廃止

「施設外就労実施報告書」の提出は令和6年4月1日付けで廃止されました。

報酬請求に当たって、事業所から市への毎月の提出は不要です。

ただし、就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)の事業所が、施設外で就労を行った場合、施設外就労に関する実績について、**施設外就労の実績記録書類を作成・保存することが義務付けられています。**

施設外就労実施記録書(参考様式)は市ウェブサイトに掲載しております。

ご確認ください。

地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することがあります。

なお、運営規定に施設外就労について記入し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定する必要があります。これらが実施されていない場合、報酬請求ができない場合があります。